

船場広場 利用規約

1. はじめに

(1) 基本コンセプト

船場広場（以下、「広場」という。）は、地域の自由な発想による地域のための活用を図り、民間の創意工夫を活かした持続可能な運営管理を実現することで、小倉都心部のにぎわい創出や地域の活性化等に寄与することを目的としています。

このため、広場の利用にあたっての基本コンセプトを以下のとおり定めます。

広場利用者は、この基本コンセプトに沿った様々な用途で広場を利用することができます。（基本コンセプトに沿わない用途でのご利用については、お断りさせていただきます。）

① 普段の暮らしの中にある「憩い」の広場

- ・ 日常の暮らしの中で、普段づかいができる広場
- ・ 気軽に立ち寄り、ゆっくりと滞在できるなる広場
- ・ 安全・安心に利用できる広場

② 都心の「にぎわい」を創出する広場

- ・ イベント、マーケットなど、日常的ににぎわいを創出する広場
- ・ まちなかのにぎわいスポットを繋ぐ広場
- ・ まちの情報発信の基地となる広場

③ 常に「チャレンジ」し続ける広場

- ・ スポーツ、アート、音楽、祭り・催事、学び・教育など、様々な分野の活動を仕掛け続ける広場
- ・ ハンドメイド作品、アート作品など、個人でチャレンジショップを展開できる広場
- ・ 新たな公民連携のカタチにチャレンジする広場

(2) 広場の仕様

① 所在地 北九州市小倉北区船場町3番10号

② 全体面積 800㎡（利用可能スペースは、ウッドデッキを含む500㎡程度）

③ 立地 屋外

④ 付帯設備

- ・ 電気設備（広場イベント電源盤1箇所、屋外コンセント）
- ・ 上下水道設備（散水栓、下水道用配管及び柵敷設）
- ・ 照明設備（ポールスポット照明2基、フェンス用間接照明）

(3) 運営管理者及び事務局

運営管理者 北九州商工会議所（北九州市小倉北区紺屋町13番1号 毎日西部会館2階）

事務局 株式会社北九州家守舎（北九州市小倉北区魚町三丁目3番20号 中屋ビル4階）

2. 利用申込み及び利用の決定

① 事務局へ、利用の空き状況についてお問い合わせください。

② 事務局へ、利用申込書と運営事務局が指定する審査上必要な書類（企画書、会場レイアウト等）をご提出ください。

- ③ 事務局が、利用申込みの内容が基本コンセプトに沿ったものであるか、実現性のある内容となっているか、遵守事項が守られているか等について審査し、利用の可否を決定します。
- ④ 事務局が、利用の決定を通知するとともに、利用料金を請求いたします。
- ⑤ 利用決定の通知後、利用申込みの内容に変更が生じた場合は、事務局へ変更書類を提出し、再度審査を受けてください。利用申込みの内容と当日の利用実態が異なる場合は、広場の利用を中止させていただくことがあります。その際の広場利用者の損害に対し、事務局は賠償の責を負いません。
- ⑥ 事務局へ、設営撤去・搬出入の計画書（工程表、関係車両一覧、警備計画、作業者名簿、マニュアル等）を搬入・搬出日の10日前までに提出してください。

3. 利用料金及び支払い

広場及び付帯設備の利用料金は、以下に定める基本料金のとおりです。ただし、利用内容がこれによりがたい場合は、基本料金を参考として別途定めます。

利用料金は事前に申し受けます。利用決定の通知とともに請求いたしますので、指定期日までに事務局が指定する口座へご入金いただきますようお願いいたします。なお、ご入金にかかる振込手数料は広場利用者の負担とさせていただきます。

公的団体や地域団体による利用については、料金を減免する場合がありますので、事務局までお問い合わせください。

なお、雨天・荒天等により自主的に利用を中止される場合には、「5. 利用のキャンセル」で規定するキャンセル料を申し受けます。

(1) 広場利用の基本料金

平日：100,000円/日 土日祝日：150,000円/日 ※消費税別途

(2) 付帯設備利用の基本料金

- ① 電気設備の利用
広場利用料金に含む
- ② 上下水道設備の利用
広場利用料金に含む
- ③ 照明設備の利用
無料

5. 利用のキャンセル

利用決定の通知後のキャンセル及び日時の変更に関しては、以下のキャンセル料を申し受けます。なお、利用料金の返還にかかる振込手数料は広場利用者の負担とさせていただきます。

- ① 利用予定日の90日～61日前まで
料金の20%
- ② 利用予定日の60日～31日まで
料金の50%
- ③ 利用予定日の30日前～当日まで
料金の100%

6. 利用時間及び設営撤去・搬出入時間

利用時間は、原則として9：00～20：00の間とします。ただし、設営撤去・搬出入については終日可能です。

なお、広場前の道路は10：00～22：00の間、軽車両を除く車両の通行が不可となりますのでご注意ください。

設営撤去・搬出入は広場利用者の責任において行ってください。

設営撤去・搬出入の計画書(工程表、関係車両一覧、警備計画、作業者名簿、マニュアル等)を、搬入・搬出日の10日前までに事務局へ提出してください。イベントの入替え等で同日に複数の設営撤去・搬出入が重なる場合は、協議させていただく場合があります。

7. 禁止行為について

広場では、次の行為を禁止します。利用決定の通知済み、又は広場の利用中であっても、次の行為に抵触すると事務局が判断した場合は、広場の利用を中止させていただくことがあります。その際の広場利用者の損害に対し、事務局は賠償の責を負いません。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業(以下、「風俗営業等」という。)の敷地として利用することや第三者に風俗営業等を行うこと。
- ② 広場に危険性のあるものを設置すること。
- ③ ゴミその他汚物を廃棄すること。
- ④ 広場の施設を毀損又は汚損すること。
- ⑤ 公序良俗に反する行為、風紀を乱す行為、他人に迷惑をかける行為、又は危険を及ぼすおそれのある行為を行うこと。
- ⑥ 政治的又は宗教的な行為を行うこと。
- ⑦ 広場に駐車又は駐輪すること。(イベント等の実施に必要な場合を除く。)
- ⑧ 公衆に不快の念を与える程に大音響等の騒音を出すこと。
- ⑨ 喫煙すること。
- ⑩ その他、事務局が不適切と判断すること。

8. 遵守事項

広場の利用にあたっては、次の事項を遵守してください。利用決定の通知済み、又は広場の利用中であっても、次の事項を守っていただけないと事務局が判断した場合は、広場の利用を中止させていただくことがあります。その際の広場利用者の損害に対し、事務局は賠償の責を負いません。

- ① 広場の利用中は、責任者を広場に常駐させ、常に連絡を取れる状態にしてください。
- ② 広場の利用中は、事故、犯罪、火災等の発生を警戒及び防止し、安全について十分な対策を講じてください(設営撤去・搬出入時も含む)。イベント等を開催する場合、案内誘導に十分な人員と安全面の確保に必要な警備員を配置し、安全を最優先に行ってください。また、イベント等を複数日にまたがって開催する場合や、イベント等終了後翌日までイベント等にかかる機材等を設置したままにする場合は、立入禁止柵を設置する等、安全管理上必要な措置を行ってください。広場の利用に伴う人身事故及び盗難等の全ての事故については、事務局は賠償の責を負いません。

- ③ 広場の利用によって発生したゴミは、広場利用者にて適正に処分してください。なお、広場の利用後は会場の清掃を行い、原状回復をしてください。原状回復後、事務局にて点検を行います。
- ④ 広場の利用中に事故、施設の破損等が発生した場合には、消防、警察への通報、避難誘導等、迅速かつ誠実に対応するとともに、直ちに事務局に報告してください。施設を毀損、汚損、滅失させたときは（来場者、作業員等の関係者によるものも含む）、広場利用者に損害を賠償していただきます。損害賠償は、事務局より広場利用者に実費を申し受けます。ついてはイベント保険等必要な保険にご加入ください。
- ⑤ 周辺住民からの苦情、来場者とのトラブル等については、広場利用者の責任で対応してください。また、速やかに事務局に報告してください。

9. 暴力団関与に対する広場の利用取消し

広場利用者が次のいずれかに該当するときは、広場の利用を取消します。利用の取消しにより広場利用者に損害があっても、事務局は賠償の責を負いません。

- ① 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ③ 役員等又は使用人が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ④ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ⑤ 役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑥ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。

10. 法令の遵守

- ① 広場の利用に関し、本規約に定めるもののほかは、関係法令等に従ってください。
- ② イベント等の内容に応じて、消防署、警察署、著作権管理団体、保健所など関係機関への申請・届出等の必要な手続は、広場利用者の責任において確実に行ってください。
- ③ 広告看板等を設置する際は、北九州市屋外広告物条例による指導を受ける必要があります。デザイン・仕様等の審査に1か月程度かかる場合がありますので、小倉北区まちづくり整備課・建築都市局都市景観課等の関係機関に早めに協議を行ってください。

11. 免責事項

- ① 地震・火災・風水害・停電・事故等の不可抗力によって広場の利用が困難となった場合、これらの不測の事態による損害について、事務局は責任を負いかねますのでご了承ください。
- ② 事務局の責に帰することのできない事故及び災害及び事務局が行う緊急の建物、施設、設備

の修繕、変更、改造工事、維持保全作業に伴う諸サービスの不足及び使用停止により生じた広場利用者の損害について、事務局は責任を負いかねますのでご了承ください。

12. その他

広場の利用に関し、本規約に定めるもののほかは、事務局の指示に従ってください。

<関係各所の連絡先>

- ・小倉北警察署 電話：093-583-0110
- ・消防局小倉北消防署予防課 電話：093-582-0119
- ・保健所東部生活衛生課 電話：093-522-8728
- ・(社)日本音楽著作権協会九州支部 電話：092-441-2285

<運営事務局>

株式会社北九州家守舎

北九州市小倉北区魚町三丁目3-20中屋ビル4階

電話：050-3435-0190

メール：info@yamorisha.com